

マネー・ローンダリング対策：基礎編

第5回：税務相談



税務相談は会計士にとって最も一般的な業務の一つであり、会計士は、税務業務がマネー・ローンダリングに対し脆弱となり得る様々な方法に注意を払い、警戒することが大切です。税務対策が犯罪収益の隠匿や合法的収入の租税回避に利用されることがあります。税務コンプライアンスサービスを提供する会計士は、本当の収入や資産を偽って申告しようとする依頼人に出くわすかもしれません。

税務相談を利用する犯罪者たちの手口

税を適法に軽減する目的で立てられた対策も、犯罪収益を含むかもしれない資産又は現金の移動手段になり得ます。

犯罪者たちは税務相談を求める個人を装い、将来の納税義務を回避できる場所に資産を置こうとすることがあります。

適法に税を最小化する作業も、違法な租税回避に迷い込む可能性があります。租税回避による収益は犯罪収益であり、職業会計士がこれに関与した場合、マネー・ローンダリングの罪となる可能性があります。

真正な取引収入であるかのごとく犯罪収益に対して納税が行われることによって、租税制度そのものが犯罪収益の合法化に利用される場合もあります。

リスクベース・アプローチとは

職業会計士が税務相談業務を行う場合、次の点に注意が必要です。

- 税金対策の商業的、親族的又は個人的な合理性は何か？
- 利益を得るのは誰か？
- 依頼者は、過去に税務違反を犯していないか、不正行為の疑いで税務当局の調査を受けた履歴はないか？
- 税金対策の効果が租税回避とみなされるおそれのある非現実的な税法解釈に基づいていないか？
- その税務業務には、マネー・ローンダリングリスクが高いと考えられている国・地域（高リスク国はFATFが一覧を公表）の関与が含まれていないか？
- その税務業務に実質の支配者の特定を難しくするような複雑な仕組みの構築が含まれていないか？

自主コンプライアンス・プログラム（別名タックス・アムネ스티）には、これ特有のマネー・ローンダリングの懸念があります。これらを用いたサービスを提供する場合は、FATFの[Managing the Anti-Money Laundering and Counter-Terrorist Financing Policy Implications of Voluntary Tax Compliance Programs Best Practices Paper](#)を参照してください。

租税回避に関するケーススタディ

ある会計士は、数年来の依頼者である資産家の税務コンプライアンス業務に携わっている。会計士は年度内に行われた新しい投資から得た収入について詳細を尋ねたところ、依頼者の投資アドバイザーを紹介されました。

その投資アドバイザーに連絡を取ると、「明細があるのでお送りします。スイスの銀行の口座情報の詳細も必要でしたか?」と言われました。会計士は、スイスの銀行口座については初耳でした。その依頼者のためにこれまでに作成した納税申告書にそれらの口座からの収入が記載されたことはありません。会計士は、新規開設した口座ですかと尋ねると、返答はこうでした。「いいえ。何年も前からお持ちです。10年程前に父親が亡くなられた時に口座を開設し、イタリアの不動産からの収入を受け取っています。」

会計士が依頼者にスイスの口座について尋ねると、それら口座からの収入を含める必要はないと考えていたということであり、いずれにしろ相続税を課されないよう、税務当局の目に付かないところに置いておくのが得策だと思ったと言われました。会計士は依頼者に、過少申告分と相続税の両方について税務処理の修正が必要であることを説明し、依頼者は時間を見つけて対応すると答えましたが、数か月が経過しても何もせず、会計士が作成した納税申告書には、スイスの銀行口座で受け取っている収入は記載されていません。

会計士は、依頼者の租税回避を知りながらこれを手助けすることになりかねないため、これ以上依頼者のための業務を続けられないと判断し、資金情報機関に疑わしい取引の届出を提出しました。

重要な危険信号

- 依頼者又はそのアドバイザーが関連事実の一部を税務当局から隠している、又は不正確、事実誤認させる情報を提供していることが伺える。
- 通常の秘密保持のレベルを超えて、必要以上に手紙を秘密にしようとする、又は通常用いない契約上の取決めがある。
- 関係する資産又は事業体の重要な実質的支配者が不明確である。
- 重要な公的地位を有する者（PEP）とつながりがある。
- 依頼者又はその関係者に関するネガティブニュースがある。

課税対策に関するケーススタディ

ある会計士が何度か顔を合わせたことのある弁護士から新規の依頼者を紹介されました。弁護士によるとその依頼者Xavier氏は南米で成功を収めている実業家であり、会計士がいる法域の税法上居住者になるに当たって資産構成に関する助言を得たいとのことでした。

会計士はXavier氏と初顔合わせの場を設け、経歴や経済的実績について尋ねました。Xavier氏の話は非常に曖昧で、資金の多くは兄弟に紹介された商品仲買業で成功した取引から得たと説明しました。

Xavier氏は資産構成を内密にしたい、資産所有者を追跡できないようにしたいと強調しました。兄弟のかつての仕事仲間が鉱山での強制労働に関わったと戯言を申し立てトラブルを引き起こそうとしているので、特に自国では資産の所有者を追跡できないようにしたいと言います。また、ビザを申請中のため、できるだけ早く作業を進めてほしいとも言います。

Xavier氏が財源を明らかにしながら詳細が分からないこと、秘密性にこだわること、そして作業を急がせることを踏まえ、会計士はこの依頼には許容範囲を超えるマネ・ローディングリスクがあると判断しました。そして、資金情報機関に疑わしい取引の届出を提出しました。

* 注：秘密保持の観点から登場人物の名称及び法域を変えています。

撤退するタイミング

- 依頼者に、租税回避や税務当局への虚偽申告、事実誤認させる意図があることが明らかなる場合。職業会計士は全ての適用法規制を遵守し、誤解を招く情報に関与しないことが大切です。
- 依頼者が、法人等を通じて犯罪収益を動かすという真の意図を隠すために税軽減の外観を利用しているとの懸念がある場合

疑わしい取引の届出（SAR）

依頼者に租税回避又は犯罪収益の所持が疑われる場合は、最寄りの資金情報機関に届け出ることを推奨します。このような届出は、一部の国・地域では、職業会計士の法的義務とされています。

その他の資料

一般的ガイダンスについては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が作成した「[Guidance for a Risk-Based Approach for the Accountancy Profession](#)」を参照してください。適用規制要件等、各国・地域別の情報については、ご自身の所属する職業会計士団体にお問い合わせください。



529 Fifth Avenue, New York 10017
www.ifac.org | +1 (212) 286-9344 | @ifac | company/ifac



www.icaew.com
@icaew | company/icaew

2021年2月に国際会計士連盟（IFAC）によって、英語で公表された「Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 5 - Tax Advice」は、2023年10月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て複製されている。

全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

「Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 5 - Tax Advice」の英語文©2021年2月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「マネー・ローンダリング対策：基礎編 第5回：税務相談」の日本語文©2023年10月国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Anti-Money Laundering, The Basics : Installment 5 - Tax Advice

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用についてはIFAC の許可書が必要となる。

permissions@ifac.orgに連絡されたい。